FUKUDA
9/6/1994

(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12)**公開特許公報（Ａ）**　(11)特許出願公開番号

特開平6－247445

(43)公開日　平成６年(1994)９月６日

| (51)Int.Cl.[5] | 識別記号 | 庁内整理番号 | ＦＩ | 技術表示箇所 |
|---|---|---|---|---|
| Ｂ６５Ｄ　6/18 | | Ｄ　6916－3Ｅ | | |

審査請求　未請求　請求項の数１　ＯＬ　（全　６　頁）

(21)出願番号　特願平5－26748

(22)出願日　平成５年(1993)２月16日

(71)出願人　593030934
福田　学
岐阜市又丸890番地の１

(72)発明者　福田　学
岐阜市又丸890番地の１

(74)代理人　弁理士　石田　長七　（外２名）

(54)【発明の名称】　折り畳み運搬用容器

(57)【要約】

【目的】　内容物から水が出ても受けて周囲を濡らさないようにする。

【構成】　矩形状の口枠１と矩形状の下枠２とを上下に配置する。上長側板３ａの下端と下長側板３ｂの上端とを回転自在に連結して折り畳み自在にした長側板３を口枠１の一対の長辺と下枠２の一対の長辺との間に夫々配置する。上長側板３ａの上端を口枠１に回転自在に連結すると共に下長側板３ｂの下端を下枠２に回転自在に連結する。組み立て状態で口枠１と下枠２との間に立設する短側板４の上端を口枠１の一対の短辺に夫々回転自在に連結する。下枠２の下方に上面を開口せる矩形容器状の容器体５を配置する。下枠２に容器体５の上端を連結する。

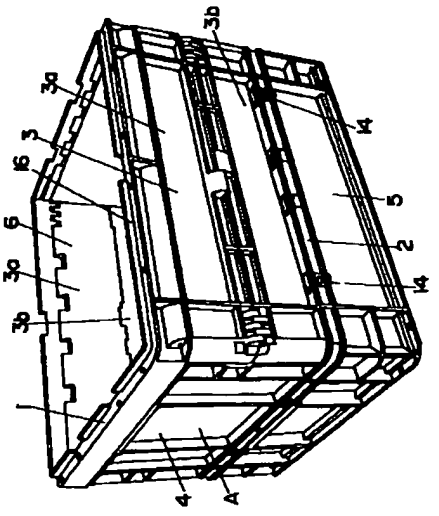

1

【特許請求の範囲】

【請求項1】　矩形状の口枠と矩形状の下枠とを上下に配置し、上長側板の下端と下長側板の上端とを回転自在に連結して折り畳み自在にした長側板を口枠の一対の長辺と下枠の一対の長辺との間に夫々配置し、上長側板の上端を口枠に回転自在に連結すると共に下長側板の下端を下枠に回転自在に連結し、組み立て状態で口枠と下枠との間に立設する短側板の上端を口枠の一対の短辺に夫々回転自在に連結し、下枠の下方に上面を開口せる矩形容器状の容器体を配置し、下枠に容器体の上端を着脱自在に連結して成ることを特徴とする折り畳み運搬用容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は、水分が流出するおそれのある内容物を収納するのに用いる折り畳み運搬用容器の構造に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来この種の折り畳み運搬用容器としては例えば実開昭58－119525号公報に開示されるものがある。これは矩形状の口枠と矩形状の底面板とを上下に配置し、上長側板の下端と下長側板の上端とを回転自在に連結して折り畳み自在にした長側板を口枠の一対の長辺と底面板の一対の長辺との間に夫々配置し、上長側板の上端を口枠に回転自在に連結すると共に下長側板の下端を下枠に回転自在に連結し、短側板の上端を口枠の一対の短辺に夫々回転自在に連結して形成されている。そして折り畳み運搬用容器は上長側板と下長側板とが平面状になるように展開すると共に短側板を垂直に立てることにより組み立てることができ、また上長側板と下長側板とを水平にして長側板を折り畳むと共に短側板を水平に倒すことにより折り畳むことができるようになっている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】ところで、内容物として生花、植物の鉢植え等を収納して輸送する場合、注水する必要があり、また冷凍品を収納して輸送する場合、解凍液が出ることがある。ところが、上記従来例のような折り畳み容器では底部に水を受ける部分がないので、折り畳み運搬用容器から水が外部に漏れ、周囲を濡らすという問題がある。また梱包不安定な鉢物や破損しやすい家電製品などは安定梱包するために必要な仕切り具や緩衝材が予め付帯されていることが好ましい。

【0004】本発明は上記問題点に鑑みてなされたものであって、本発明の目的とするところは内容物から水が出ても受けることができて周囲を濡らすおそれがないほか、収納物の転倒防止に鑑みて梱包補助具を収納できる容器体を連結した折り畳み運搬用容器を提供するにある。

【0005】

2

【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため本発明折り畳み運搬用容器Aは、矩形状の口枠1と矩形状の下枠2とを上下に配置し、上長側板3aの下端と下長側板3bの上端とを回転自在に連結して折り畳み自在にした長側板3を口枠1の一対の長辺と下枠2の一対の長辺との間に夫々配置し、上長側板3aの上端を口枠1に回転自在に連結すると共に下長側板3bの下端を下枠2に回転自在に連結し、組み立て状態で口枠1と下枠2との間に立設する短側板4の上端を口枠1の一対の短辺に夫々回転自在に連結し、下枠2の下方に上面を開口せる矩形容器状の容器体5を配置し、下枠2に容器体5の上端を着脱自在に連結して成ることを特徴とする。

【0006】

【作用】上記構成によれば、下枠2の下に容器体5を連結したことにより、水を容器体5で確実に受けることができ、折り畳み運搬用容器であっても外部に水が流出することがなくなる。また容器体5に予め格子状の仕切り具18が形成されることによって、鉢物や瓶類などの収納物は転倒破損することがないばかりか、これらの仕切り具18のような梱包補助具の紛失防止にもなる。

【0007】

【実施例】図1乃至図5に示すように折り畳み運搬用容器Aは略全体が合成樹脂で形成されるものであって、折り畳み自在な運搬用容器本体6と容器体5とで主体が構成されている。運搬用容器本体6は上の矩形状の口枠1と、下の矩形状の下枠2と、口枠1や下枠2の長辺と略同じ長さの長側板3と口枠1や下枠2の短辺と略同じ長さの短側板4とで構成されている。長側板3は上長側板3aと下長側板3bとに分割してあり、上長側板3aの下端と下長側板3bの上端とを連結ピン7を介して回転自在に連結してあり、長側板3を折り畳み自在にしてある。この長側板3は口枠1の一対の長辺と下枠2の一対の長辺との間に夫々配置してあり、上長側板3aの上端は口枠1の下部に連結ピン8にて回転自在に連結してあり、下長側板3bの下端は下枠2に連結ピン9にて回転自在に連結してある。この長側板3は内側に折り畳むことができるようになっており、展開して上長側板3a及び下長側板3bが平面状に垂直に立てた状態から外側に回転しないようになっている。また口枠1の短辺の上部には短側板4の上端が連結ピン10にて回転自在に連結してある。この短側板4は短側板4を垂直に立てる位置と水平に倒す位置との回転自在に回転自在になっており、短側板4を垂直に立てた状態で短側板4が垂直に起立するように係止されるようになっている。

【0008】容器体5は上面を開口し且つ下面を閉塞せる矩形容器状に形成されており、容器体5の外形が下枠2の外形と略同じ大きさになっている。この容器体5内には必要に応じて格子状の仕切り具18を設けてある。容器体5の上には運搬用容器本体6が配置され、容器体5の上部のフランジ11の上に下枠2の下部のフランジ

１２が載置されている。フランジ１１及びフランジ１２には周方向の適所で連結孔１３を設けてあり、フランジ１１の連結孔１３とフランジ１２の連結孔１３との間にクリップのような連結具１４を締結して運搬用容器本体６の下方に容器体５を連結してある。運搬用容器本体６の口枠１の上端より上方に嵌合突片１５を突設してあり、容器体５の下部のフランジの下面側に嵌合凹部１６を凹設してある。

【０００９】上記のように構成せる折り畳み運搬用容器Ａは口枠１を上方に引っ張り、上長側板３ａと下長側板３ｂが図６（ａ）のような平面状になるように立て、短側板４を図６（ｂ）のような垂直になるように立てることにより図１に示すように組み立てられる。この組み立て状態で折り畳み運搬用容器Ａ内に内容物を収納して輸送することができる。このとき内容物として給水を必要とする生花、植木鉢等を収納しても、水は容器体５に受けられて周囲を濡らすことがない。また内容物として冷凍品を収納しても、その解凍液が容器体５に受けられ、周囲を濡らすことがない。また折り畳み運搬用容器Ａは組み立て状態で多段に積むことができるものであり、このとき図８に示すように嵌合凹部１６に嵌合突片１５を嵌合することにより上下の折り畳み運搬用容器Ａが位置決めされる。折り畳み運搬用容器Ａを多段に積んで内容物として瓶類を収納したとき、上段の折り畳み運搬用容器Ａで破瓶が生じて液体が漏れても、容器体５に受けられ、下段の折り畳み運搬用容器Ａに漏れた液体が流入し、下段の折り畳み運搬用容器Ａ内に瓶のラベルが汚れるのを防止できる。また同様にして生鮮野菜の集荷時の泥による汚れを防止できる。

【００１０】また折り畳み運搬用容器Ａは短側板４を内側に押して短側板４を水平に倒し、上長側板３ａと下長側板３ｂを内側に折り曲げて上長側板３ａと下長側板３ｂを重ねるように折り畳むことにより図７に示すように折り畳み運搬用容器Ａが折り畳まれる。本実施例の場合、折り畳み運搬用容器Ａを組み立てた状態で折り畳み運搬用容器Ａの高さをＬとしたとき、折り畳み運搬用容器Ａを折り畳んだ状態で１／２Ｌになるように設定してある。折り畳み運搬用容器Ａを折り畳んだ状態でも図９に示すように折り畳み運搬用容器Ａを積み重ねることができ、このときも嵌合凹部１６と嵌合突片１５を嵌合して位置決めできる。

【００１１】次に嵩高な長尺物を収納運搬する際には、運搬用容器本体６は同様な形態を有する運搬用容器本体６を多段に上方に積み上げることにより、収納側壁を増加することができ、長尺な収納物を縦整列して運搬することもできる。つまり、下段に位置する口枠１の上端の嵌合突片１５に、容器体５を取り除いた上段載置用の運搬用容器本体６に連結ピン９にて連結された下枠２の内壁が嵌合位置決めされ、クリップのような連結具１４を介して着脱自在に構成される嵩高な折り畳み運搬用容器（図示せず）である。

【００１２】

【発明の効果】本発明は叙述のように下枠の下方に上面を開口せる矩形容器状の容器体を配置し、下枠に容器体の上端を連結しているので、水が出るおそれのある内容物を収納しても水を容器体で確実に受けることができ、折り畳み運搬用容器であっても外部に水が流出しないようにして輸送したりできて周囲を濡らしたりするおそれのないものである。そして鉢物や瓶類等の運搬に際しては予め容器体内に仕切り具を形成することにより破損を防止できるものである。また傷付きやすい部品、破損しやすい家電製品等の収納運搬に際しては、例えばブロック状に形成された発泡体製緩衝材にて保護運搬後、運搬用容器回収時にこれら梱包補助具を容器体内に入れ、運搬用容器を折り畳んで返却し、再利用することもできるものである。

【図面の簡単な説明】

【図１】本発明折り畳み運搬用容器の組み立て状態の斜視図である。

【図２】同上の折り畳み状態の斜視図である。

【図３】同上の組み立て状態の正面図である。

【図４】同上の組み立て状態の側面図である。

【図５】同上の組み立て途中の斜視図である。

【図６】（ａ）は図１の組み立て状態の要部の正断面図、（ｂ）は組み立て状態の要部の側断面図である。

【図７】（ａ）は同上の折り畳み状態で要部の正断面図、（ｂ）は折り畳み状態の要部の側断面図である。

【図８】同上の組み立て状態で折り畳み運搬用容器を上下に積み重ねた状態の正断面図である。

【図９】同上の折り畳み状態で折り畳み運搬用容器を上下に積み重ねた状態の正断面図である。

【符号の説明】

Ａ　折り畳み運搬用容器
１　口枠
２　下枠
３　長側板
３ａ　上長側板
３ｂ　下長側板
４　短側板
５　容器体

【図1】

A…折り畳みコンテナ
1…口体
2…下枠
3…長側板
3a…上長側板
3b…下長側板
4…短側板
5…容器体

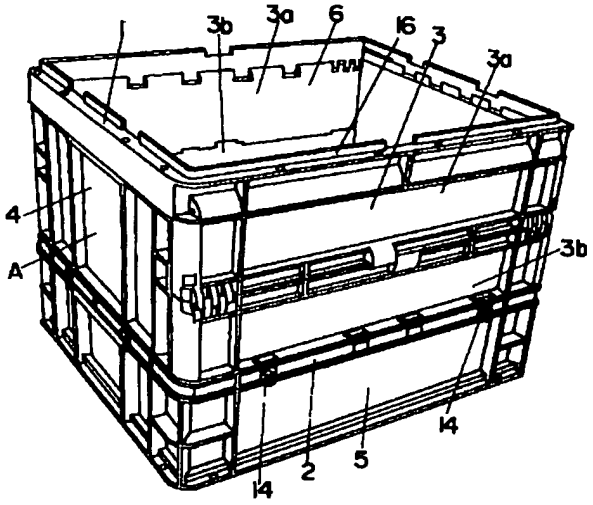


【図2】

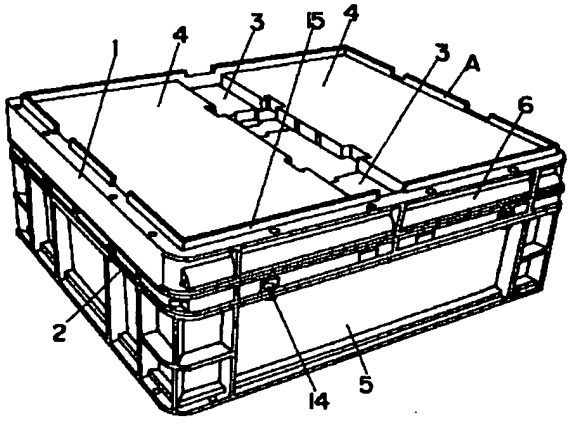


【図3】

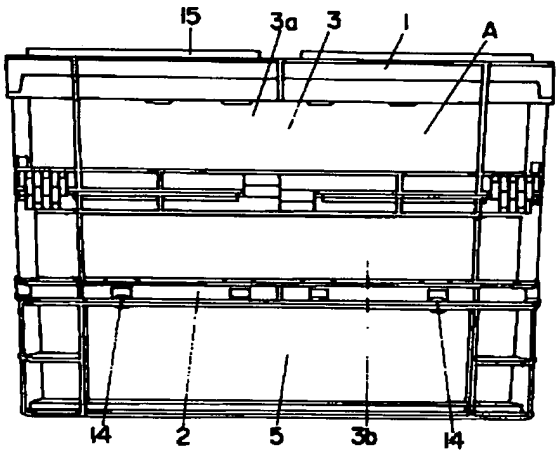

【図4】

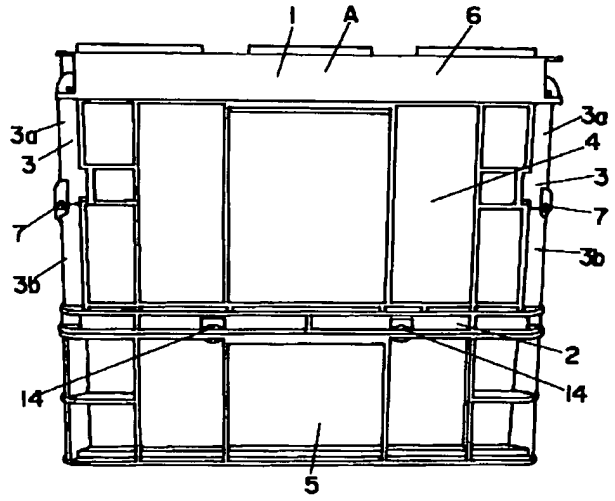
1
A
6
3a
3
4
3
7
3b
2
14
14
5

【図5】

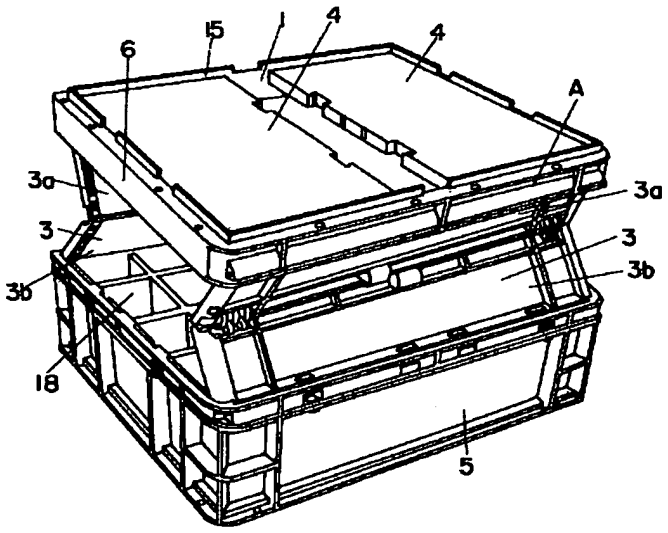
6
15
1
4
4
A
3a
3
3b
3
3b
18
5

【図6】

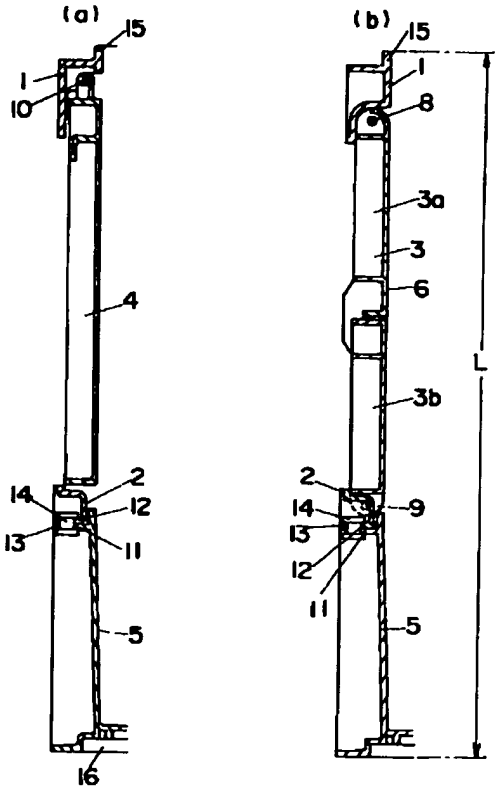
(a)
15
1
10
4
2
14
12
13
11
5
16
(b)
15
1
8
3a
3
6
3b
L
2
14
13
12
11
9
5

【図8】

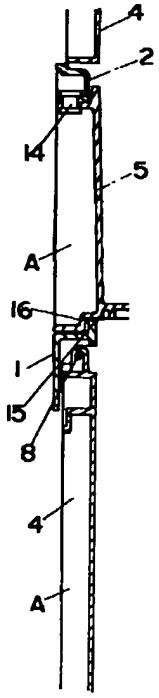
4
2
14
5
A
16
1
15
8
4
A

【図7】

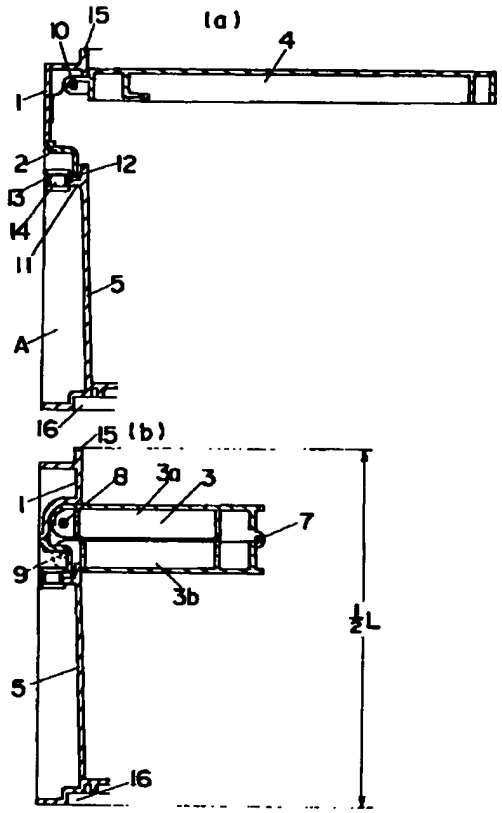
(a)
10
15
4
1
2
12
13
14
11
5
A
16
(b)
15
8
3a
3
7
9
3b
1/2L
5
16

【図9】

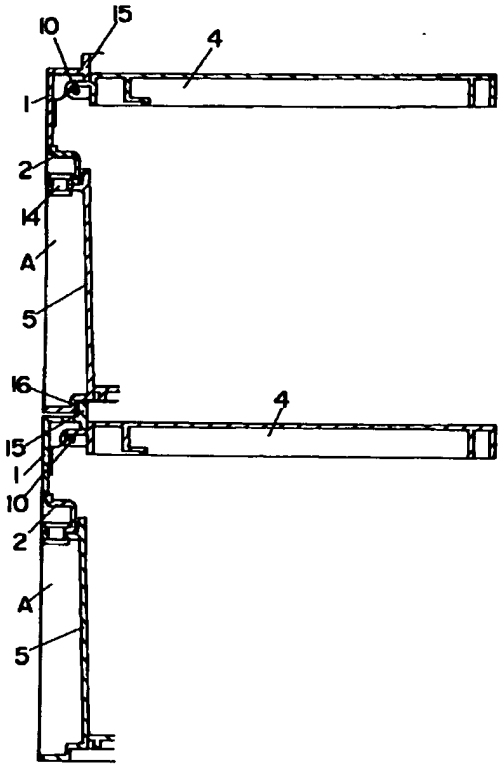
10
15
4
1
2
14
A
5
16
4
15
1
10
2
A
5